



軽自動車税の月割課税廃止 住民税(所得割)非課税制度新設

年度分の課税が行われます。

土地や家屋などを取得したとき
に課税される県税「不動産取得税」

の税率が三三%から四四%に引き上げ
られます。新しい税率が適用され

るのは今年の七月一日以降の取得
分からです。

ただし、住宅用家屋は、六十一
年六月末日まで、三三%の扱いとな

ります。さらに、土地を取得後二
年以内に住宅用家屋を取得した場

合や、土地の取得前一年以内の家
屋の取得は一律減額されます。(減

り)。

受領書、契約書などには印紙を

はって「印紙税」を納付しますが、
三万円を超える百万円未満の受領書

には二百円の印紙が必要です。

五月一日からこの税率が二倍に
引き上げられました。たとえば、

長岡財務事務所(☎ 34-1332)に
おたずねください。

△印紙税

個人住民税

個人の県町民税関係では、低所
得者層の税負担を軽くするため、
所得割の非課税限度額が今年に限
って設けられました。

この結果、夫婦子供二人のいわ
ゆる標準世帯の場合、給与の収入
だけなら百七十万五千円まで、
所得割が非課税となります。

△軽自動車税

従来、軽自動車の年度途中の取
得、廃車等は、町内の異動を除き
月数に応じて月割課税が行われて
いました。しかし、この月割課税
制度は、事務が煩雑になること、
税負担の公正上も問題がないこと
などから今回廃止されました。

したがって、今年度以降すべて
四月一日現在の所有者等に対して

広報みしま



住民税(所得割)非課税制度新設

△不動産取得税

土地や家屋などを取得したとき
に課税される県税「不動産取得税」

の税率が三三%から四四%に引き上げ
られます。新しい税率が適用され

るのは今年の七月一日以降の取得
分からです。

ただし、住宅用家屋は、六十一
年六月末日まで、三三%の扱いとな

ります。さらに、土地を取得後二
年以内に住宅用家屋を取得した場

合や、土地の取得前一年以内の家
屋の取得は一律減額されます。(減

り)。

受領書、契約書などには印紙を

はって「印紙税」を納付しますが、
三万円を超える百万円未満の受領書

には二百円の印紙が必要です。

五月一日からこの税率が二倍に
引き上げられました。たとえば、

長岡財務事務所(☎ 34-1332)に
おたずねください。

△印紙税

個人住民税

個人の県町民税関係では、低所
得者層の税負担を軽くするため、
所得割の非課税限度額が今年に限
って設けられました。

この結果、夫婦子供二人のいわ
ゆる標準世帯の場合、給与の収入
だけなら百七十万五千円まで、
所得割が非課税となります。

△軽自動車税

従来、軽自動車の年度途中の取
得、廃車等は、町内の異動を除き
月数に応じて月割課税が行われて
いました。しかし、この月割課税
制度は、事務が煩雑になること、
税負担の公正上も問題がないこと
などから今回廃止されました。

したがって、今年度以降すべて
四月一日現在の所有者等に対して

スポーツに、散歩にどうぞ

吉崎公園第一期工事終る

五十五、五十六年度の二か年継
続工事で行われていた吉崎公園の

第一期工事が完了し、ジャンボす

べり台、テニスコートなどを備え
た本格的な公園として利用できる

の間近となりました。

町営グランド(旧三中グランド)

とその周辺、約一五ヘクタールの

規模をもつこの公園、五十五年度

事業として工事が行われたのは、

周囲の土止め工、ぶらんこ、ジャ
ングルジムなどの遊具、すべり台

などが十箇もあるジャンボすべり台

などです。特にこのすべり台は、
自然の傾斜を生かして配置されて

おり、安全なことから、子供たち

の人気を呼びそうです。

本年度も引き続き、周囲の遊歩
道、パークゴラと呼ばれる休憩施設、
照明灯、砂場、それと公園になく

学校開放、利用は管理員に
五一日から「学校無人化」
町立の小・中学校の勤務時間外
の当直を廃止する、いわゆる「学
校無人化」制度が五一日から実
施されました。

各学校には、火災、盗難を未然
に防止する通報装置が設置され、
町の委託を受けた警備会社がこれ
を管理する方法です。

一般の人が、スポーツなどのた
め学校の施設を利用しようとする
場合には、従来からの事前の届け
出しなどは不要になりました。

各学校には、火災、盗難を未然
に防止する通報装置が設置され、
町の委託を受けた警備会社がこれ
を管理する方法です。

一般の人が、スポーツなどのた
め学校の施設を利用しようとする
場合には、従来からの事前の届け
出しなどは不要になりました。

広報みしま

(昭和56年5月15日発行 第3種郵便物認可)

(3)



今年も通学用自転車の点検奉仕

(昭和56年5月15日発行 第3種郵便物認可)

>31<

三中で町自転車商組合
選舉管理委員長に
河内武志智氏再任

選舉管理委員は四人、議会の選
舉によって選任されますが、この
委員を選ぶ選舉が四月二十八日に
開かれた議会臨時会で行われ、河
内武志智氏(駒野町・三歳)が再
任されました。



=三中工作クラブ=

町推奨品協会(中川一男会長)
では、地元に喜ばれる事業こそ
につながりはない。自分で手入
れをさせるという、家庭の心配り
も必要なんじやないですか。とい
う言葉は耳が痛い。

町推奨品協会(中川一男会長)
では、地元に喜ばれる事業こそ
につながりはない。自分で手入
れをさせるという、家庭の心配り
も必要なんじやないですか。とい
う言葉は耳が痛い。



河内氏、委員長代理には、片桐氏
が選ばれたのです。
なお、委員の任期は四年です。

河内氏、委員長代理には、片桐氏
が選ばれたのです。
なお、委員の任期は四年です。

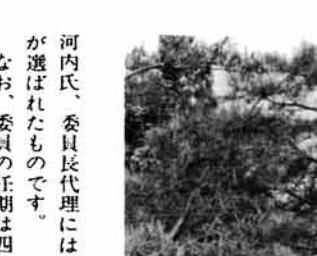
河内氏、委員長代理には、片桐氏
が選ばれたのです。
なお、委員の任期は四年です。

行政相談員に

片野平氏

長い間行政相談員を務められた
岩井の山田助氏にかわり、上
から行政相談員になられました。
行政相談員は、行政に関するさ
まざまな要望、意見、苦情等の相
談相手となつていただく方で、い
わゆる「お役所仕事」で困るとい
うような場合に相談に応じてくだ
さいます。

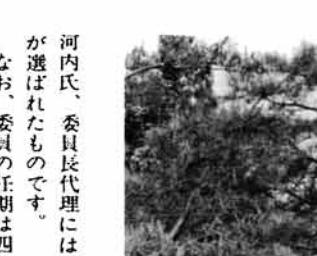
国、県、町の行政の全般にわた
り、このようなことがあつたら、い
わゆる「お役所仕事」で困るとい
う相談者の秘密は固く守られま
す。相談者の秘密は固く守られま
す。



河内氏、委員長代理には、片桐氏
が選ばれたのです。
なお、委員の任期は四年です。

河内氏、委員長代理には、片桐氏
が選ばれたのです。
なお、委員の任期は四年です。

河内氏、委員長代理には、片桐氏
が選ばれたのです。
なお、委員の任期は四年です。



河